

けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)イ 社会資本の整備に関する事業ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式(商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。)を活用した事業で、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの。

第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利率に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入が通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めることとする。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 前条第一項、第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十一条第九号に掲げる業務

五 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行ふための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特別業務の適確な実施を確保するため必要な事項

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これ

第十二条第一項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となつたと認めるとときは、会社に変更しようとするときも、同様とする。

財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となつたと認めるとときは、会社に変更しようとするときも、同様とする。

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

(予備費)

第十四条 会社は、その業務の一部を財務省令で定める金融機関その他の法人(以下「受託法人」という。)に限り、委託することができる。

2 受託法人は、他の法律の規定にかかわらず、会社が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

前項の収入は、貸付金の利息(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む)、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他の資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む)の利子、社債の利子及び附属諸費用とする。

財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行ひ、閣議の決定を経なければならない。

内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

提出しなければならない。

第十七条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書

四 その他予算の参考となる書類

(予算の議決)

第十八条 会社は、予見し難い予算の不足に充てるため、会社の予算に予備費を計上することができる。

2 受託法人は、他の法律の規定にかかわらず、会社が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条 会社の予算の国会の議決に関しては、國の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十条 内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、財務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通知するものとする。

2 会社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 財務大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第二十一条 会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添付して、財務大臣に提出することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(予備費の使用)

第二十二条 会社は、予算で指定する経費の金額について、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(予備費の使用)

第二十三条 会社は、支出し予算について、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいて準用する。この場合において、この項において準用する第十六条第四項の規定により国に提出する暫定予算には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

提出しなければならない。

第十二条第一項を除く。)、第十九条及び第二十条の規定は、前項の規定による暫定予算に

付して、財務大臣に提出することができる。

内閣は、前項の規定による暫定予算に基づく支

付して、財務大臣に提出することができる。

内閣は、前項の規定による暫定予算に基づく支付して、財務大臣に提出することができる。

内閣は、前項の規定による暫定

第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をも

(財務省令への委任)
第三十七条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、会社の財務及び会計に関する必要な事項は、財務省令で定める。

第五章 雜則

(監督)
第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるとところに従い監督する。
2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な

(定款)
第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条规定する事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手続き及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならぬ。

して、同法第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七一条の三（第一項第二号を除く。）、第三十九条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

10
会社がこの条の規定により資金の借入れ又は
社債の発行をして調達した資金は、第二十六条
の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲
げる業務に係る勘定ごとに整理しなければなら
ない。

五 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
六 コール資金の貸付け
七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財

5 この法律に規定する財務大臣の権限（第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任すること

3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に規定する場合（次項で金融商品取引場合を除く。）においては、会社を金融商品取引業者とみなす場合に見合する金融商品取引業者にのみよ

係る基準額」と、前二項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

二　三　四
　　券をいう。その他財務大臣の指定する有価証券の取得
　　銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預託
　　預金
　　年度預金正書の保有

3 内閣總理大臣は、第4項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

第六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七一条の七及び第三十八条第七号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

前項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一
百三十万円」とあるときは、五百四十万円とする。

第三十六会社 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一部を内閣総理大臣に委任することができる。
内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

2 しない。

8 一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現行することができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するためには政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(権限の委任)

7 前項の規定にかかるわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外団を発行地とする本邦通貨をもつて表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する算をもつて定める金額と區別して定めることが難易であるときは、当該金額を合算して定めることが必要である。

立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しても、その委託を受けた業務の範囲内に限る。前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係係には、ことはばくよ。

に第四項に規定する社債のうち一般業務を行つたために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

つて定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十九年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外国通貨長期借入金の借り入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

事項があると認めるときはその他のこの法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第一 条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。

二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮すること。

三 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業

則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定に改める部分に限る。」同法第二百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条）の下に「第七号を除く。」）を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の四、第十三条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十一条の五の改正規定を除く。）、第七条（中小企业等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十一条（長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）、第十三条（銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条（保険業法第三百条の二の改正規定を除く。）、第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の二の改正規定を除く。）及び第十八条（株式会社商工組合中央金庫法第六条第八项及び第二十九条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五条）附則第二十条の改正規定を除く。）、第十四条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第二項の改正規定（規定（二）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十五条（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条

第二項の改正規定（規定〔〕を「規定並びに〔〕に、「罰則を含む。」）を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）及び同条第四項の改正規定に限る。）の規定（罰則の適用に関する経過措置）
（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
（施行期日）抄
この法律は、公布の日から施行する。
ただし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に二条を加える改正規定、第二十七条第一項及び第三十一条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定（「短期借入金」の下に「外国通貨長期借入金」を加える部分を除く。）、同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。）及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
（貸付金及び利率の定義に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（附則第四条第一項において「施行日」という。）までの間におけるこの法律（前条のただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の株式会社国際協力銀

（株式会社国際協力銀行の資産等の帰属する勘定）

第三条 株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、一部施行日に、一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剰余金を、これらの帰属に関し必要な事項を定めた計画書において定めるところに従い、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の株式会社国際協力銀行法（第三項において「新法」という。）第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 前項の計画書は、会社が、政令で定める基準に従つて作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

3 会社は、第一項の規定により整理した場合には、特別業務（新法第十三条の二第二項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。）に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

（株式会社日本政策金融公庫の株式の無償譲渡）

第四条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十二条第一項の規定により同法附則第十八条第一項の規定による解散前の国際協力銀行から政府に無償譲渡された株式会社日本政策金融公庫（以下この条において「公庫」という。）の株式及び政府が株式会社国際協力銀行法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（以下の項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資（同条第三項の規定により当該出資により増加する資本金又は準備金が旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に整理されたものに限る。）によって取得した公庫の株式は、施行日に、公庫に無償譲渡されるものとする。

2 公庫は、前項の規定により公庫の株式を譲渡されたときは、直ちに、当該株式を消却しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別業務の在り方の検討)

第八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年五月二十四日法律第三
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七
一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中

